職員の懲戒処分について

今般、当院において、以下の非違行為があり、当該行為者に対し、就業規則に基づき、懲戒処分を行いました。

このたびは、職員による不祥事により皆様に多大なるご心配とご迷惑をおかけする事態となりましたことを心よりお詫び申し上げます。今回の事態を重く受け止め、再発防止策を講じて、これを徹底し、信頼回復に向けて、職員一同、全力で取り組んでまいります。

１　事案の概要

当院の医師が、令和８年６月７日（日）の午後１０時頃から翌６月８日（月）未明頃まで自宅で飲酒し、翌朝の起床後、午前８時頃から自動車を運転した。

当該医師は、片側三車線の一般道を走行中、午前８時過ぎに中央分離帯の縁石に接触し、車両を故障させる自損事故を起こした。

その後、警察による呼気検査の結果、当該医師の呼気から基準値を超えるアルコールが検出されたことから、当該医師はその場で現行犯逮捕され、後日、道路交通法（酒気帯び運転等の禁止）違反で罰金３０万円の略式命令を受けた。

２　処分年月日

令和８年１１月１６日

３　処分内容

停職３か月

４　再発防止策

従来からコンプライアンス研修等を通じて職員による飲酒運転の防止等に努めてきたところであるが、今後、同種行為が行われないよう、各種会議やコンプライアンス研修等による注意喚起を徹底することなどにより、コンプライアンスの強化に努めることとする。

令和８年１１月１６日　　浜松労災病院